

報告第25号

平成26年度大阪市一般会計補正予算(第2回)急施専決
処分報告について

平成26年度大阪市一般会計補正予算(第2回)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年6月26日別紙予算書のとおり幼稚園耐震改修工事にかかる債務負担行為を追加するため、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成26年7月25日

大阪市長 橋 下 徹

平成 26 年 度

大 阪 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 2 回)

(第2回)

平成26年度大阪市一般会計補正予算

平成26年度大阪市一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成26年6月26日専決

大阪市長 橋 下 徹

第 1 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
幼 稚 園 耐 震 改 修 工 事	27 年 度	千円 81,000	千円 231,000

平成 26 年 度

大阪 市 一 般 会 計 補 正 予 算
に 関 する 説 明 書

(第 2 回)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末

(新規提出分)

事 項	区 分	限 度 額	25年度末までの支出額	
			期 間	金 額
幼 稚 園 耐 震 改 修 工 事	補正前	千円 81,000	—	千円 —
	補 正	150,000	—	—
	補正後	231,000	—	—

までの支出額及び本年度以降の支出予定額等に関する調書

26年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			税 等
期 間	金 額	国府支出金	市 債	そ の 他	
27 年 度	千円 81,000	千円 41,000	千円 36,000	千円 0	千円 4,000
27 年 度	150,000	75,000	67,000	0	8,000
27 年 度	231,000	116,000	103,000	0	12,000

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略